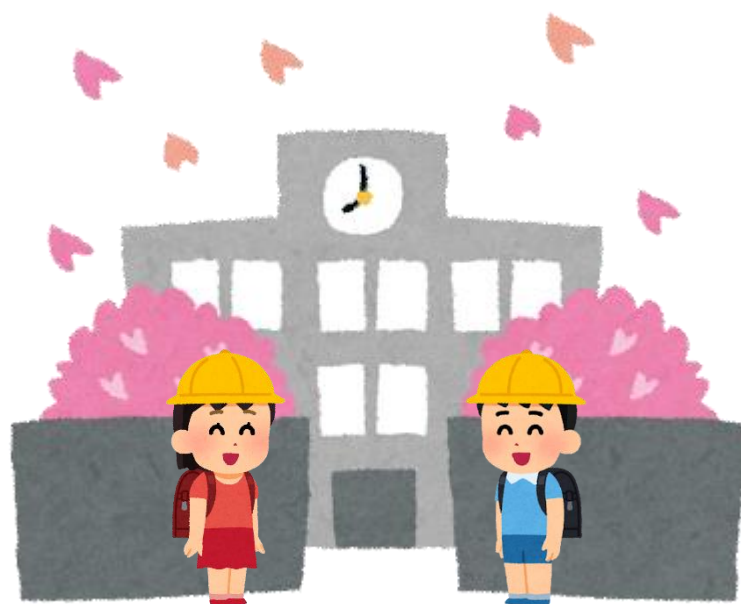


令和6年度新入生保護者説明会

入学のしおり



令和6年1月24日（水）
つくば市立栄小学校

----- 本日の日程 -----

受付	（体育館玄関）	9：10～	9：25
入学説明会	（体育館）	9：30～	11：45
学用品販売	（体育館）	11：45～	12：20

目次

◇ 学校の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
◇ 学校生活について・・・・・・・・	3
◇ 入学を迎えるにあたって・・・・・・・・	6
◇ 児童の健康管理について・・・・・・・・	10
◇ 諸会計納入について（学校会計）・・・・・・・・	15
◇ 令和6年度第1学年PTA役員選出・・・・・・・・	16
※ 主なPTA活動	
◇ お迎え当番表・・・・・・・・	22



学校の概要



1 学校名 つくば市立栄小学校

所在地 〒305-0018 茨城県つくば市金田54番地

電話 029-857-2037

FAX 029-857-6179

ホームページ <https://www.tsukuba-school.jp/sakae/>

E-mail sakae298@tkb.ed.jp

2 学校の規模（令和5年度）

(1) 児童数 263名

*令和6年度入学予定者 61名（令和6年1月18日現在）

(2) 教職員数 30名

(3) 学級数 13学級（特別支援学級2含む）

3 学校教育目標

認め合い学び合い、自分で考え行動する児童の育成

4 めざす児童像

進んで学ぶ子 思いやりのある子 たくましい子

5 学校経営の方針

- (1) 「確かな学力」を育むために、多様な授業を提供し個に応じた学習指導を行う。
- (2) 「豊かな心」を養うために、「居場所づくり」「絆づくり」に努める。
- (3) 「健やかな体」を育成するために、自ら進んで健康安全を実践する児童を育てる。
- (4) 桜学園小中一貫教育を推進し、開かれた学校づくりに努める。
- (5) 安心・安全な学校環境づくりに努める。

6 学校経営の重点

- 個に応じたきめ細やかな指導を通して、自ら学ぶ意欲を高め、生きる力の育成を図る。
- 子どもたちの「心の居場所」となる信頼感と安心感ある環境づくりに努める。

(1) 確かな学力を育む教育の推進

○分かる授業の展開

- ・個に応じた学習指導の工夫による多様な授業の提供や教科担任制の推進
- ・「教え」から「学び」へ、個々の学力を高める工夫
- ・学校ICT教育の推進（GIGAスクール構想）

(2) 豊かな心を育む教育の推進

○夢・感動のある楽しい集団づくり

- ・「居場所づくり」「絆づくり」を目指した学級経営の推進
- ・児童の主体性を引き出すための児童が主役の学校行事の実施
- ・思いやりの心を育てる「特別の教科 道徳」の指導の工夫

(3) 健やかな体を育む教育の推進

○健康・体力の向上

- ・体カアップを目指した運動習慣づくり、体育科学習指導の工夫
- ・コロナウイルス等の感染症対策の徹底
- ・健康安全への自己管理能力の育成

(4) 桜学園小中一貫教育の推進

○研究推進部会

- ・課題提示と単元構成に視点を置いた授業実践の推進

○自分づくり部会

- ・クリーン作戦、マナーアップ作戦など桜学園合同の特別活動の充実

○健康安全部会

- ・桜学園合同の地域防災訓練の実施

○保幼小連携

- ・相互授業参観等の定期的な実施

(5) 安全で安心な学校

- ・防犯諸団体等との連携と保護者への情報提供
- ・危機管理マニュアルの再点検と全職員による共通理解・実践
- ・保護者や地域と連携した学園合同防災訓練の実施
- ・自分の身を守る実践的な訓練の実施

(6) 信頼と活力のある学校

- ・学校ホームページ等による積極的な情報発信
- ・学校評価の積極的な活用
- ・三ない運動、適切な会計処理、個人情報保護
- ・コミュニティスクール推進委員会の積極的運営
- ・個の得意分野を育成するための職員研修の実施



学校生活について

1 登校時刻・授業時間・学期

○午前8時10分までに登校

○授業は、1単位時間45分

○学期は、2学期制

・第1学期 4月1日から10月の第2月曜日まで

・第2学期 10月の第3火曜日から翌年の3月31日まで

2 時間割例 ※入学後、学級ごとに配付

れいわ5ねんど 1ねん1くみ につかひょう						
時刻	月	火	水	木	金	時刻
8:10	とうこう					8:10
8:20	あさどくしょ	あさどくしょ	あさどくしょ	あさどくしょ	あさどくしょ	8:20
8:30	あさのかい	あさのかい	あさのかい	あさのかい	あさのかい	8:30
1校時	しよしゃ	どうとく	さんすう	こくご	こくご	1校時
9:15						9:15
9:20	こくご	こくご	ずこう	せいかつ	こくご	9:20
2校時						2校時
10:05	ゆとりやすみ	ゆとりやすみ	ゆとりやすみ	ゆとりやすみ	ゆとりやすみ	10:05
10:25	おんがく	せいかつ	ずこう	さんすう	たいいく	10:25
3校時						3校時
11:10	さんすう	たいいく	こくご	こくご	さんすう	11:10
11:15						11:15
4校時						4校時
12:00	きゅうしょく	きゅうしょく	きゅうしょく	きゅうしょく	きゅうしょく	12:00
12:50	ロング ひるやすみ	せいそう	せいそう	せいそう	せいそう	12:50
		ひるやすみ	ひるやすみ	ひるやすみ	ひるやすみ	13:05
13:25	たいいく	こくご	がっかつ	つくすた	おんがく	13:25
5校時						5校時
14:10	かえりのかい					14:10
14:15						14:15
6校時	委員会活動(5・6年) クラブ活動(4~6年)					6校時
15:00						15:00
15:10	かえりのかい	かえりのかい	かえりのかい	かえりのかい	かえりのかい	15:10
	15:20げこう 14:30下校 (委員会・クラブなし)	15:20げこう (3~6年) 14:30下校 (1・2年)	15:20げこう (3~6年) 14:30下校 (1・2年)	15:20げこう (2・4~6年) 14:30下校 (1・3年)	15:20げこう (3~6年) 14:30下校 (1・2年)	15:15

3 健康のチェック、欠席等の連絡について

- ・欠席の場合は、健康管理アプリ（LEBER）で学校に連絡してください。家事都合での欠席、遅刻、早退等についても、アプリでお知らせください。
- ・緊急の場合は、電話でも結構です。栄小学校（857-2037）
- ・事前に分かっている遅刻や早退については、連絡帳で連絡してください。
- ・欠席や遅刻をするときは、必ず登校班の班長さんにも連絡してください。
- ・健康管理アプリ「LEBER」の登録方法については、入学後にお伝えします。

4 お願い

- ・しつけは家庭で行ってください（特に基本的な生活習慣・身の自立）。
- ・登下校時の自家用車での送迎、校門前後20mの路上駐停車はお控えください。
- ・学校敷地内への自家用車の乗り入れはお控えください（但し、児童の健康状態がよくない場合など、状況によって異なります）。登下校の時間や休み時間の校庭への出入りなど、児童が大勢行き来するため大変危険です。
- ・緊急情報メールへの加入をお願いします（入学式にて案内配付）。
- ・お手紙配信アプリ「スクリレ」への登録をお願いします（就学時健康診断時に案内配付済み）。

児童の学校での様子は、学校通信、学年通信、学校のホームページ等でお知らせしています。分かりやすくお伝えするために教育活動の様子として写真を通信やホームページ上に掲載（個人が特定できないような工夫をして載せています）することがあります。入学後、「学校ホームページへの画像等掲載についてのお願い」にて確認をいたしますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

5 「栄小の子どもたちのやくそく」について

本校では、子供たちが基本的な生活習慣を確立し、安全で楽しい生活が送れるよう、次のような約束事のもとに指導・支援を行っています。つきましては、各家庭におかれましてもその趣旨をご理解のうえ、ご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

1 服装について

- (1) 名札をつける。登下校時の安全性の観点から、名札は校内のみで着用する。
- (2) 動きやすい服装とする。
- (3) 靴（外履き）は、運動に適したものとする（厚底靴、サンダル等は望ましくない）。
- (4) 靴下は清潔なものを着用する。
- (5) 体育時は学校指定の体操服を着用し、紅白帽子（ゴムをつけたもの）をかぶる。
- (6) 清掃時は紅白帽子をかぶり、軽装で行う。
- (7) 子供らしい自然な身だしなみとする。
- (8) 上履きや靴は、かかとをつぶさずにきちんと履く。

2 登下校について

- (1) 登下校時は安全帽（黄色）を着用する。
- (2) ポケットに手を入れたり、フードを頭にかぶったりはしない。
- (3) 安全対策のため、防犯ブザーを常時携帯する。
- (4) 原則として、通学班で午前7時55分～午前8時05分までに登校する。
- (5) 下校時刻を守る。下校班（学年下校・一斉下校）で、寄り道をしないで仲良く帰る。
- (7) 決められた通学路、横断歩道を必ず通る。
- (8) 自転車で登下校はしない（長期休みの作品制作等などの用事の時も同じ）。
- (9) 自転車は、スポーツ少年団、地域の行事などで乗ってきた時には、体育館わきにきちんと並べておく。

3 持ち物について

- (1)衣服・持ち物には名前を書いておく。
- (2)学習に必要なものは学校に持ってこない。
- (3)シャープペンシルは使用しない。
- (4)ハンカチやティッシュをいつも身につけておく。
- (5)水筒を持ってきてもよい（中身は水・お茶・スポーツドリンクとする）。
- (6)携帯電話の持ち込みは原則として禁止。

4 休み時間の過ごし方について

- (1)まず、次の時間の用意をし、トイレを済ませる。
- (2)ゆとり休みや昼休みは、できるだけ外遊びをする。
- (3)遊び道具の後片付けをきちんとする。
- (4)駐車場や校舎裏や体育館周りでは、遊ばない。
- (5)雨の日は教室で静かに過ごす。
- (6)廊下や階段は静かに右側を歩く。
- (7)ボール運動はグラウンド、体育館以外では行わない。
- (8)休み時間に特別教室を使用する場合は、担任または担当教師の指導のもとで使用するようになる。

5 給食の時間について

- (1)給食時はナフキン、口ふきタオル、マスクを使用する。
- (2)当番の児童はエプロン、三角巾（帽子）、マスクを着用する。
- (3)給食後は、歯磨きをする（歯磨きセットを用意しておく）。

6 あいさつについて

- (1)元気よく、気持ちのよいあいさつをする（近所の人や交通指導の方にもする）。
- (2)職員室や他の教室に入るときは、
「失礼します。」「〇年〇組の〇〇です。〇〇先生に用事があってきました。」
「失礼しました。」などのあいさつを、きちんと言うようにする。
- (3)校内でお客様や大人の人に会ったら、あいさつや会釈をする。

7 校外での生活について

- (1)原則として、児童の自転車での行動範囲は、次のとおりとする（但し、保護者同伴の場合はこの限りではない）。

1～2年生：家の周り 3～4年生：地区内 5～6年生：栄小学校学区内

- (2)ヘルメットを必ず着用する。
- (3)交通事故には、十分注意をする。
- (4)安全対策のため、一人遊びや夕方遅くまで遊ぶことはしない。

※帰宅時刻について

3月～9月：5時
10月 ：4時30分
11月～1月：4時15分
2月 ：4時30分

- (5)児童同士でのお金や物の貸し借りは、絶対にしない。

入学を迎えるにあたって

小学校入学は、お子さんにとって大きな節目です。新しい出発の第一歩とも言えます。あせらず、迷わず、お子さんの歩みに合わせながら、出発の準備を着実にしていただきたいと思います。

入学にあたって、下記のようなことに留意し、安心して小学校生活が始めるよう、ご協力をお願いいたします。



1 夢と希望をふくらませて

たくさんの友達がいる、楽しい行事などがあります。期待がふくらむよう、入学式までにお子さんと話し合ってください。

- ・ 1年生のお友達や上級生のお兄さん、お姉さんがたくさんいて勉強や運動ができる。
- ・ 遠足や運動会などの行事がたくさんある。
- ・ パソコンを使った学習もある。
- ・ 休み時間は、たくさんの友達と楽しく遊べる。
- ・ 図書コーナーにはたくさんの本があり、好きな本を選んで読むことができる。また、月に2回程度、つくば市の移動図書館アルス号が来校し、自由に本を借りることができる。
- ・ 分からないことは、先生や上級生が教えてくれる。

2 教科書・学用品について

- ① 教科書は、入学式当日に配付します。
- ② 各教科のノートは、入学後学校で一括購入します。
- ③ 本日購入する物

(家にある場合は、購入する必要はありません。記名して、入学式の日にご持参ください。)

- | | | |
|----------------|----------------------|--------------|
| ・ お道具箱(整理箱) | ・ 算数セット | ・ クレヨン(クレパス) |
| ・ 色鉛筆(クーピー) | ・ セロテープ | ・ はさみ |
| ・ のり | ・ フェルトペン | ・ ネームペン(油性) |
| ・ かきかた鉛筆(4B)1本 | ・ 連絡ノート(B5版、10行) | ・ 連絡袋 |
| ・ 自由ノート | ・ カスタネット | |
| ・ 粘土、粘土ケース | ・ 工作版(裏が粘土板になっているもの) | |

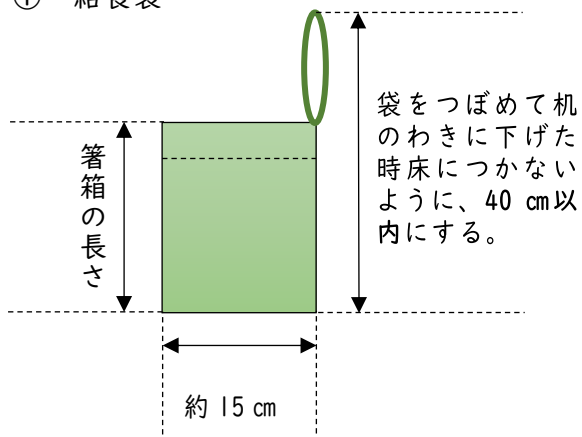
- ④ その他、家庭で準備していただく物(すべてに必ず記名してください。)

- | | | |
|--------------------------------------|---------------|----------|
| ・ 鉛筆(4Bまたは、かきかた)5本、赤青鉛筆1本、消しゴム1個 | | |
| ※ 学習の妨げにならないよう、できるだけシンプルなものをご用意ください。 | | |
| ・ 筆箱 | ・ 下じき1枚 | ・ ぞうきん2枚 |
| ・ 上履き(白のバレージューズ) | ・ 上履き入れ(指定無し) | |

3 給食について

○ 各自、次のものを用意し、必ず記名してください。

① 給食袋

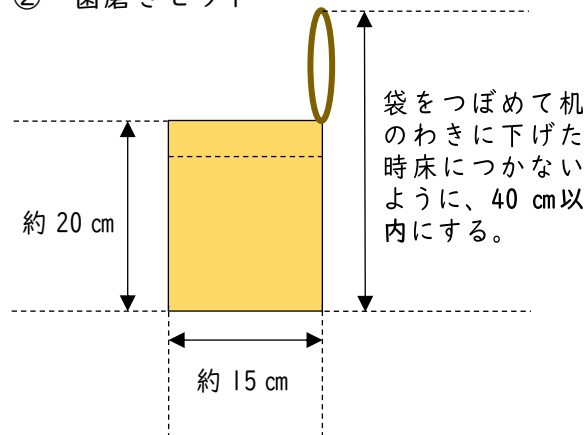


<中に入れるもの>

- ・スプーンセット
*すべてに記名をしてください。
*入学式当日に配付します。
- ・テーブルクロス1枚
(布製 40~50 cm四方くらいの大きさ)
- ・口ふきタオル
- ・マスク
- ・マスク入れ用ビニール袋

※箸箱の縦の長さは約 25 cmです。

② 歯磨きセット



<中に入れるもの>

- ・歯ブラシ
- ・コップ

③ 給食当番用エプロン・帽子

- ・令和5年度より、給食当番用白衣の学校からの貸し出しが廃止となりました。
- ・**給食当番用のエプロンと帽子をご用意ください。**
- ・エプロンは体に合った、できるだけ脱ぎ着のしやすい形のものをご用意ください。
- ・帽子は三角巾でも構いませんが、自分で着脱できるようにご家庭で練習をお願いします。

- 4月10日(水)から、給食開始の予定です。
- 給食袋は、毎日持ち帰ります。中身をきれいに洗って持たせてください。
- 給食当番になった週は、金曜日にエプロンと帽子を持ち帰ります。洗濯をして、翌週の月曜日に持たせてください。
- 歯磨きセットは、金曜日に持ち帰ります。特に歯ブラシは、清潔にして、翌週の月曜日に持たせてください。



4 服装について

- ① 通学服は、自由です。下履きは、運動しやすい靴でお願いします。
- ② 体操着(体育時用)
 - ・紅白帽子 ・半袖シャツ、半ズボン（原則夏季） ・ジャージ上下（原則冬季）

*体育がある日は、体操着で登校しています。
- ③ 名札は、入学式当日に配付します。防犯上校内でのみ使用します。
- ④ 黄色い帽子、ランドセルカバー（入学式当日配付）は、登下校時常に着用します。
- ⑤ 防犯ブザー（入学式当日配付予定）は、ランドセルの肩ベルトに付けるなどして、毎日持たせてください。

5 通学方法について

- ① 登校時刻は、年間を通して8時10分です。
- ② 入学式の翌日から、毎朝、地区の登校班で集団登校します。
 - ※ 入学式前に、各登校班の班長さんが、集合時刻と集合場所をお知らせに行きますので、よく確認しておいてください。

6 下校について

- ① 1年生のみ、4月10日（水）から4月26日（金）までは、当番となられた保護者の皆様に学校までお迎えをお願いします。
- ② お迎えの時刻は、入学後にお便り等を通してお知らせいたします。

<登校班と下校班およびお迎え当番について>

- 地区ごとに話し合って決め、当番表に記入してください。
- 地区ごとに1年生の下校班およびお迎え当番を決めてください。また、班ごとに学校提出用の用紙にも記入し、本日提出してください。

※ お迎えは、地区ごとに交替で、通学路を通ってお願いします。

7 交通安全について

- ① 通学路について
 - ・入学前に、通学路を一緒に歩き、その場その場で安全に関する具体的な指導をしてください。
 - ・道路を横断する際は飛び出したりせず、必ず自分で信号や車を確認してから渡るよう教えてください。
- ② 自転車の注意（ヘルメットの着用）
 - ・自転車による事故が増えています。スピードを出さない、交差点や曲がり角では必ず止まって安全を確認することを、一緒に自転車に乗りながら、教えてください。
- ③ 雨の日について
 - ・かさを持つため、できるだけ他の物を持たなくても済むよう、工夫してください。

ビニルテープをはって、名前を記入するなど、すぐ自分のものと分かる工夫をお願いします。

- ・突然雨が降ったときのために、置き傘を1本用意してください。
- ④ 不審者への対応について
 - ・不審者に遭遇したときの対応について、教えておいてください。
（知らない人について行かない、連れて行かれそうになったら大声で助けを呼ぶなど）
 - ・防犯ブザーの携帯（入学式当日配付予定）

8 入学までにできるようにしたいこと

小学校入学は、学校という新しい社会への入り口です。お子さんが希望をもって入っていただけるように準備をお願いします。

- ① 基本的習慣を身につける
 - ・規則正しい生活を送る（早寝・早起き・朝ご飯）
 - ・洗面・歯磨きが一人でできる
 - ・トイレの使い方に慣れさせる
 - ・手洗い・うがいの習慣（トイレの後、食事前、外から帰ったとき）をつける
 - ・食事のマナーや正しい箸の持ち方を身につける（給食の会食の時間は20分間）
 - ・就寝前に、明日の持ち物を確かめる習慣をつける
 - ・毎朝用便を済ませてから登校する
 - ・ハンカチをいつも持つ習慣をつける
- ② 友達と仲良く遊べる
 - ・誰とでも遊べる（仲間はずれにしない）
 - ・自分の気持ちをはっきり相手に伝えられるようにする
- ③ 自分のことは自分でする
 - ・衣服の着脱ができる
 - ・脱いだものの始末（たたむ）
 - ・ひもが結べる
 - ・ぞうきんが絞れる
 - ・安全ピンのつけはずしができる（名札）
- ④ あいさつや返事がはっきり言える
 - ・「はい」「いいえ」が言える
 - ・姓で呼ばれて返事ができる
 - ・相手を見て「おはようございます」や「ありがとう」、「ごめんなさい」が言える
- ⑤ 話が聞ける
 - ・話をしている人の顔を見ながら聞ける
- ⑥ 話ができる
 - ・思ったことがはっきり話せる（具合が悪いとき、トイレのとき）
 - ・姓名、住所、保護者の名前、電話番号が言える
 - ・自分のことを「ぼく」「わたし」と言える。
- ⑦ 物を大切にする
 - ・持ち物すべてに必ず名前をつける
 - ・使った物をもとの場所にきちんともどす
 - ・学用品以外は学校に持ってこない

9 その他

心配なこと、困ったことはどんなことでも担任へ相談してください。



児童の健康管理について

1 入学前に注意したいこと

○予防接種について

定期予防接種は、対象年齢中は無料で受けられます。受けもれがある場合には、入学前の接種をお勧めいたします。（特に麻疹くはしか）

詳しくは、つくば市桜保健センターまでご相談ください。（Tel.857-3931）

○治療を必要とする疾患

10月に実施した就学時健康診断において、医師に治療の必要があると診断された場合は、学校生活に支障がないよう事前に治療をしてください。

○視力について

視力検査で、A以外（B・C・D）の場合は視表の見方に慣れていないこともあります。近視・遠視・乱視の疑いがありますので、早めの処置が必要になります。特に目を細めて見るなど見えにくい様子がある場合は、専門医で検査を受けてください。

○虫歯について

6歳ごろから乳歯と永久歯が生え替わり始めます。この時期はむし歯になりやすい時期でもあります。乳歯のむし歯は、新しく生えてくる永久歯までむし歯にしてしまうことがあります。また、永久歯の歯並びにも影響を及ぼすことがあります。自然治癒はありませんので、現在むし歯がある場合は乳歯・永久歯を問わず、入学前に治療を済ませてください。

また、むし歯予防のためにも食後の歯みがきの習慣をつけてください。特に、最も早く生えてくる奥歯の永久歯（第一大臼歯）は、生え始めはまわりの乳歯と段差があるため、歯ブラシが届きにくく、むし歯になりやすいので注意が必要です。

2 入学後、特に注意したいこと

○生活習慣について

入学式を終えて、学校生活が始まると、慣れない集団生活のなかで緊張のために大変疲れまゝす。以下の点を参考に、生活習慣を整えられるようにしてください。

- 規則正しい生活リズムを身につけ、早寝早起きの習慣をつけてください。小学1年生は、11時間程度の睡眠が必要とされています。
- 朝食は必ずとって登校してください。朝食をとらないと、午前中は学習に集中できません。また、欠食は肥満の原因にもなります。
- 朝はゆとりをもって、朝食後、排便をしてから登校してください。腹痛で保健室に来室する児童の中には、排便をしていない場合が多くみられます。

○登校前の健康観察について

- 朝の健康観察は十分に行ってください。朝から腹痛や頭痛などの症状を訴えている場合は、無理をせず欠席し家で様子を見るようにしてください。また、食欲がない、朝の準備をしたがらないなどの様子が見られるときは、身体的なことのほかに、学校や家庭での不安なことがあったり、友達同士の問題があったりするなど、精神的なことが原因になっている場合もあります。

- 学校での様子や友達とのことなど、お子さんと話をする時間を多くとって、さまざまな面から様子をつかんでおくようにしてください。また、お子さんの健康面で心配なことがある場合は、学級担任や保健室へお知らせ願います。
- 学校を欠席または遅刻登校する場合には、朝7：30までに携帯電話の専用アプリに入力してお知らせください。欠席・遅刻理由（症状等）の入力もお願いします。専用アプリについては、入学式で説明書を配付する予定です。アプリを利用しない場合は、朝8：00までに電話にて連絡をお願いします。

○保健室の利用について

学校で体調が悪くなったり負傷したりした場合は、保健室において休養や応急手当をします。これはあくまでも病院受診までの一時的な応急処置ですので、状況によっては専門医受診をお勧めします。また、学校以外の家庭でのけがや継続的な治療については処置できません。原則として内服薬の投与や持参薬の管理は誤飲や紛失を防止するため行っておりません。

休養も短時間に限られていますので、朝から体調が悪いような場合には、無理をせずに欠席し家庭で休養するようにお願いします。

○学校感染症について（別紙参照「出席停止についてのお知らせ」）

別紙のような感染性の病気の場合は、他の児童への感染を防ぐために、学校感染症として学校長名で出席を停止する指示をします。欠席扱いにはなりません。必ず医師の診断を受けて、医師に指示された出席停止期間を守って、完治してから登校してください。その際は、学校に連絡をお願いします。

別紙「出席停止届出書」に保護者の方が記入し提出してください。この用紙は、学校からお渡します。医師の診断書は必要ありません。

その他の感染症については医師の指示に従ってください。

○学校における事故について（別紙「学校でけがをしたときは」参照/就学时健康診断で配付）

入学後に「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」に加入していただきます。この制度は、学校管理下で発生した負傷等の災害に対して、医療等が給付される共済制度です。原則として、毎年、全員加入とさせていただいております。

療養に関する費用が5,000円以上（保険を利用した場合、医療機関に支払った費用が1,500円以上）のものについて、療養に要した費用の4割（自己負担金3割＋見舞金1割）が給付されます。

掛け金は年額945円ですが、保護者負担額は460円（令和5年度）で、残りをつくば市で負担しています。（掛け金については、学校会計でご確認ください。）なお、学校におけるけがの治療費の支払いについては、マル福制度ではなく、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度を優先して利用することになります。詳細は入学後に文書でお知らせします。

○学校給食での食物アレルギーの対応について

学校給食における食物アレルギーの事故防止のため、該当者においては保護者と学校・教育局・給食センターが共通認識のもと、学校生活での管理指導を進めています。該当する場合は、必ずお知らせください。

3 健康診断

○健康診断

4月～6月に、次のような健康診断を実施します。

身体測定（身長・体重）	視力検査	聴力検査	尿検査	
内科検診	運動器検診	歯科検診	眼科検診	心臓病検診

検査・検診後、詳しい検査や治療が必要な場合は、結果のお知らせをしますので、医師の検査や治療を受け、結果を記入して担任へ提出してください。

○健康相談

健康診断とは別に、健康相談として「色覚検査」を実施します。

健診の結果やお子さんの健康安全などについて、心配なことがありましたら保健室へご相談ください。

4 各種カード・調査票の提出について

○緊急連絡カード・緊急時引き渡しカードについて（本日、入学説明会で提出）

〈緊急連絡カード〉はお子さんが学校生活で体調を崩したり、けがをして受診が必要な事が起きたとき、保護者に連絡をさせていただく際に使用します。

〈緊急時引き渡しカード〉は大地震など緊急時の災害の場合、児童を安全に保護者の方に引き渡す際、使用します。緊急連絡先が変わる時は、必ず学校（担任）へ連絡してください。

○保健調査票・心臓病検診調査票・運動器検診問診票・麻しん（はしか）に関する調査票について

入学後に、上記の書類をお渡しします。お子さんの健康に関する書類ですので、記入漏れのないように確認していただき、早めの提出をお願いします。

学校医・薬剤師一覧（令和5年度）

科	医師名	住所
内科	倉田 尚司先生（倉田内科クリニック）	つくば市栗原3443
歯科	永田 修先生（永田歯科医院）	つくば市金田2018
眼科	一瀬 伸介先生（さくら眼科クリニック）	つくば市妻木1424
薬剤師	河南 聡子先生（松の木薬局）	つくば市松野木187-7

新入生保護者 様

つくば市立栄小学校長 三輪 俊一

出席停止についてのお知らせ

お子さまが下記のような感染症にかかった場合、学校保健安全法第19条に基づいて出席停止の扱いとなり、学校を休んでも欠席扱いにはなりません。したがって、この場合には、医師の指示する期間、登校を停止してくださいませようお願いいたします。なお、登校を開始する際には、『出席停止届出書』（裏面）を保護者の方が記入し、担任へご提出ください。その他診断書等は必要ありません。よろしくお願いいたします。

記

学校において予防すべき感染症の種類及び出席停止の期間の基準

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルス）、鳥インフルエンザ（H5N1型）、新型インフルエンザ 他	治癒するまで
第二種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ	発症後5日経過し、かつ解熱後2日間
	百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	腫れが出た後5日経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状が消えた後2日を経過するまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、感染性胃腸炎、手足口病、伝染性紅斑 等）	医師の許可があるまで （病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで）

つくば市立栄小学校長 様

出席停止届出書

令和 年 月 日

児童名	年 組 番 氏名
保護者名	⑩
住 所	つくば市
病 名	
診察（診断） を受けた 医療機関名	
出席停止期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日 (日 間)
その他、指導事項	

※出席停止となりましたら、この用紙をお渡しします。
保護者の方が記入し、学校へ提出していただきます。

令和6年度学校諸会計納入（口座振替）について

つくば市立栄小学校

本校では、教材費・学級費等の納入を口座振替で行っております。

つきましては、各月の振替日の前日までに保護者様が指定された口座に引き落とし金額の残高があるか御確認をよろしく申し上げます。

- 1 取り扱い金融機関 （振替手数料1回につき・・・30円）

つくば市農業協同組合各支店・・・桜支店（学校の最寄り支店）

茎崎支店 筑波東支店 筑波西支店

大穂支店 豊里支店

- 2 口座振替日は、振替月の25日を原則とします。25日が土日祝日だった場合は翌日となります。令和5年度は4月・8月・10月の年間3回振替を行いました。

- 3 学校諸会計の年間の引き落とし額は以下の通りです。※全て令和5年度現在

（年間額内訳）

PTA会費	4,800円（一家庭につき）
学級費	600円
児童活動費	1,070円
教材費（1年生）テスト代等	12,000円（令和5年度現在）

※ 学校諸会計の年間引き落とし額は全て令和5年度のもので、令和6年度については令和6年4月上旬に配付される予定の「令和6年度栄小学校諸会計の口座振替について」をご覧ください。

- 4 口座振替ができなかった場合はお子さまを通じて、後日、督促状を配付いたします。その場合、学校で指定した口座へ振込で集金させていただきますのでご了承ください。

- 5 給食費はつくば市健康教育課の取り扱いになります。保護者様が給食費用口座振替依頼書で申し込まれた口座より、引き落としとなりますのでご注意ください。

ご不明な点がございましたら、栄小 事務 嶽釜までご連絡ください。

（TEL 857-2037）

令和6年度 第1学年PTA役員選出

学年学級委員

役職	ふりがな 氏名	ふりがな 児童名	備考
委員長			
副委員長			
委員			
委員			

保健厚生委員

役職	ふりがな 氏名	ふりがな 児童名	備考
委員			
委員			

広報委員

役職	ふりがな 氏名	ふりがな 児童名	備考
委員			
委員			

家庭教育学級委員

役職	ふりがな 氏名	ふりがな 児童名	備考
委員長			
副委員長			
委員			
委員			

◎実際に会議に参加する方のお名前を記入願います。

令和5年度 主なPTA活動

月	事業	備考
4	本部役員会、第1回常置・運営委員会 定期総会 (本部役員会) 学年懇談会 (学年学級委員会)	【学年選出委員】 ○学年学級委員会 ・各学年の計画により学年活動実施 ・次年度の役員選出 ・指名委員会
5	本部役員会、第1回運営委員会 奉仕作業 (地区運営委員会) PTA広報誌発行 (広報委員会) 運動会地域見回り (本部役員、校外指導委員)	○保健厚生委員会 ・学校保健委員会
6	救急法講習会 (保健厚生委員会)	○広報委員会
7		・広報誌3回の発行
8		○家庭教育学級 ・3回程度開催予定
9	第1回学校保健委員会 (保健厚生委員会) 学年懇談会 (学年学級委員会) 本部役員会、第2回常置・運営委員会	【地区選出委員】 ○地区運営委員 ・奉仕作業の運営 ・次年度役員選出 ・次年度登校班編制
10	奉仕作業 (地区運営委員会) 家庭教育学級開級式・ワークショップ (家庭教育学級)	
11		○校外指導委員 ・自転車点検お知らせ
12		
1	閉級式 (家庭教育学級) PTA広報誌発行 (広報委員会) 次年度の地域からの役員選出 (地区運営委員)	【ボランティア活動】 ○読み聞かせボランティア ・毎月各教室で読み聞かせ
2	指名委員会 (本部役員選出、各役員報告) (学年学級委員等) 学年学級懇談会・次年度の学年からの役員選出 (学年学級委員会) 登校班編制 (地区運営委員会) 本部役員会、第3回常置・運営委員会	○ベルマークボランティア ・定期的に集計活動
3	第2回学校保健委員会 (保健厚生委員会) 反射テープの配付 (校外指導委員会) 学年活動(6学年)「感謝と旅立ちのつどい」 (学年学級委員会) PTA広報誌発行 (広報委員会)	

栄小学校 P T A 規約

第一章 名称および事務局

第1条 この会は、栄小学校 P T A という。

第2条 この会は、事務局を栄小学校に置く。

第二章 目的および活動

第3条 この会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童・青少年の幸福な成長を図ることを目的とする。（昭和63年4月24日改正）

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動をする。

- 1 よい保護者、よい教職員となるよう努力する。
- 2 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童・青少年の生活を指導する。
- 3 児童・青少年の生活環境をよくする。
- 4 教育活動を充実することに努める。

第三章 方針

第5条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針にしたがって活動する。

- 1 児童・青少年の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
- 2 特定の政党や宗教にかたよることなく、また、専ら営利を目的とするような行為は行わない。
- 3 この会またはこの会員の名で公私の候補者を推薦しない。
- 4 この学校の人事その他管理には干渉しない。

第四章 会員

第6条 この会の会員となることのできるものは、次のとおりである。

- 1 栄小学校に在籍する児童の父母またはこれに代わるもの
- 2 栄小学校の校長および教職員
- 3 この会の趣旨に賛同するもの

第7条 この会の会員は、会費を納めるものとする。会費は月額400円とする。

第8条 会員は、すべて平等の義務と権利を有する。

第9条 この会の会員は、つくば市 P T A 連絡協議会・茨城県 P T A 連絡協議会・日本 P T A 連絡協議会の会員となる。（平成2年1月9日より）

第五章 経理

第10条 この会の活動に要する経費は、会費・寄付金およびその他の収入によって支弁される。

第11条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第12条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第13条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第六章 役員

第14条 この会の役員は、次のとおりである。

- | | | | | | | |
|---|----|-------------|-----|----|----|-----------------|
| 1 | 会長 | 1名 | 副会長 | 3名 | 書記 | 3名（内1名は教職員） |
| | 会計 | 3名（内1名は教職員） | | | | （平成9年4月26日一部改正） |

- (令和5年4月〇〇日一部改正)
- 2 会長の推薦により、顧問を置くことができる。
- (平成30年4月28日一部改正)
- 第15条 役員は、役員候補者指名委員会で推薦し、総会で承認を得る。
- 第16条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- (昭和63年4月24日一部改正)
- 役員は、引き続いて他の役員に選任されることができる。
- (昭和49年4月21日一部改正)
- (平成2年3月18日一部削除)
- 第17条 会長は、次の職務を行う。
- 1 総会および運営委員会を招集する。運営委員会の議長を務める。
 - 2 他の役員および校長の意見を聞いて、常置委員会の正・副委員長を委嘱する。
 - 3 運営委員会の承認を得て臨時委員会の正・副委員長を委嘱する。会長は、役員・会計監査委員候補者指名委員会および会計監査委員会の集会を除くすべての集会に出席し、意見を述べるることができる。
- 第18条 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- 第19条 書記は、次の職務を行う。
- 1 総会・運営委員会の議事ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
 - 2 記録・通信その他の書類を保管する。
 - 3 会長の指示にしたがってこの会の庶務を行う。
- 第20条 会計は、次の職務を行う。
- 1 総会で決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。
 - 2 定期総会のつど会計報告をする。
 - 3 総会において会計監査委員の監査を経た決算報告をする。
 - 4 この会の財産を管理する。
 - 5 予算の立案について協力する。
- 第七章 会計監査委員
- 第21条 この会の経理を監査するため2名の監査委員を置く。
- 第22条 会計監査委員は、役員・会計監査指名委員会において推薦し、総会の承認を得る。
- 第23条 会計監査委員は、必要に応じ随時会計監査を行うことができる。
- 第24条 会計監査委員の任期は、1年とする。
- 第八章 役員および会計監査委員の候補者指名
- 第25条 役員および会計監査委員の候補者を指名するときには、役員・会計監査委員候補者指名委員会を置く。(以下指名委員会という)
- 第26条 指名委員会の委員の数と選出の方法は、細則で定める。
- 第27条 (削除)
- 第九章 総会
- 第28条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。
- 議長は、会員の中より委嘱する。
- 第29条 総会は、定期総会および臨時総会とする。
- 定期総会は、4月に開催する。臨時総会は、運営委員会が必要と認めたときまたは会員の10分の1以上の要求があったときに開催する。
- 第30条 総会は、会員の現在数の5分の1以上出席しなければその議事を議決することはできない。
- 第31条 総会の議事は、出席者の過半数で決する。

第十章 運営委員会

第32条 運営委員会は、地区運営委員および常置委員会の正・副委員長・校長・本部役員をもって構成され、会運営上の諸種の重要事項の協議並びに企画、常置委員会の連絡調整、総会に提出する議案を調整する。

第33条 運営委員会は、会長が必要と認めたときまたは構成員の4分の1以上の要求があったときに開催する。

第34条 運営委員会は委員の現在数の2分の1以上出席しなければ、その議事を開き議決することができない。

第35条 運営委員会の議事は、出席者の過半数で決する。

第十一章 常置委員会および臨時委員会

第36条 この会の活動に必要な事項について調査研究立案、実施運営のための常置委員会を置く。

常置委員会について必要があるときは、細則で定める。

第37条 特別な事項について必要があるときには、臨時委員会を設けることができる。臨時委員会について必要な事項は、細則で定める。

第十二章 細則

第38条 この会の運営に関する必要な細則は、この規約に反しない限り運営委員会の議決を経て定める。

運営委員会は、細則を制定または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第十三章 改正

第39条 この規約は、総会において3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。

第十四章 附則

第40条 この規約は、昭和30年4月30日より実施する。

(昭和61年4月27日一部改正)

細 則

第一章 役員・会計監査委員の選出および就任

第1条 役員・会計監査委員の選出および就任は、次のとおり行われる。

1 指名委員会を、次の方法によって組織する。

(イ) 指名委員は、各学年学級委員及び教師の中から互選より各2名選出する。

(ロ) 指名委員長は、指名委員の中から互選により選出する。

(ハ) 指名委員は、その任務が終了したときに解任される。

(ニ) 役員・会計監査委員は2～6学年より各学年2名推薦する。

2 指名委員会は、定数の役員・会計監査委員を指名委員の過半数の賛成を得て、推薦指名する。

3 候補者の指名は被指名者の同意を得なければならない。

4 役員および会計監査委員は、4月の総会において承認する。

第2条 会長に欠員を生じた場合は、副会長が昇格する。任期は前任者の残任期

間とする。

- 第3条 会長以外の役員に欠員を生じた時には、運営委員会がこれを補充する。
任期は、前任者の残任期間とする。

第二章 総会

- 第4条 会員の異動および新役員に関する報告並びに年間計画および収支予算の審議決定は、4月の総会で行う。

- 第5条 会計監査を経た収支決算の承認は、総会で行う。

第三章 常置委員会および臨時委員会

- 第6条 常置委員会として、学年学級委員会、保健厚生委員会、校外指導委員会、広報委員会を置く。

- 第7条 臨時委員会の委員は、会長が運営委員に承認を得て委嘱し、その任務を終了したときに解散する。

- 第8条 常置委員会のうち学年委員会の委員は、各学年から4名互選する。
保健厚生委員会、校外指導委員会、広報委員会の委員は、各学年の保護者よりそれぞれ1～2名を推薦し、会長が委嘱する。

- 第9条 保健厚生委員会は、
1 学校の保健衛生および保健教育に協力する。
2 学校給食に協力する。

- 第11条 校外指導委員会は、子ども会育成および関係機関と密接に連携し、児童の生活、社会生活並びに児童相互の自主的集団生活の指導をする。

- 第12条 学年委員会は、学年PTAの運営並びに学級担任教師のよき協力者となる。

- 第13条 広報委員会は、この会の広報活動にあたる。

- 第15条 校長は、学校運営並びに教育上、各常置委員会または臨時委員会に出席して意見を述べることができる。

第四章

- 第16条 この細則は、運営委員会において構成員の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。但し、改正案は運営委員会の少なくとも1週間前に各構成員に知らせておかなければならない。（昭和61年4月27日改正）

〈規約一部改正事項〉

- 昭和61年 4月14日一部改正
- 昭和62年12月 9日一部改正
- 平成 2年 3月18日一部改正
- 平成 3年 3月 9日一部改正（母親文庫委員会削除）
- 平成 5年 3月12日一部改正（細則・第三章・第6条・8条・12条・13条）
- 平成 9年 4月26日一部改正（細則・第六章・第14条）
- 平成14年 4月20日一部改正（第四章第14条・第六章第17条・第九章第28条）
- 平成21年 4月28日一部改正（第一章第1条,第二章第3条・4条）
- 平成22年 4月15日一部改正（細則 第1章第1条1,第三章第8条）
- 平成22年 4月28日一部改正（第八章第27条）
- 平成23年 4月28日一部改正,平成24年4月1日より施行（第四章第7条）
- 平成30年 4月28日一部改正（第六章第14条）
- 令和 5年 4月〇〇日一部改正（成人教育委員会削除,規約第14条,細則第1条1・第6条・第8条・第12条・第13条）

令和6年度 お迎え当番表

() 地区

月日	曜	行事予定 下校時刻	当番	月日	曜	行事予定 下校時刻	当番
4/9	火	入学式		18	木	14:30	
10	水	家庭確認訪問 13:30		19	金	家庭確認訪問 14:30	
11	木	13:30		22	月	14:30	
12	金	家庭確認訪問 13:30		23	火	14:30	
15	月	14:30		24	水	14:30	
16	火	家庭確認訪問 14:30		25	木	14:30	
17	水	家庭確認訪問 14:30		26	金	学年始PTA 14:30	

※ 行事及び下校時刻は予定ですので、変更になる場合があります。入学後のお知らせにて時刻を確認の上、お迎えをお願いいたします。

児童名	電話番号

- 【地区名】
- ・大
 - ・横町
 - ・松塚
 - ・松栄
 - ・金田
 - ・栄
 - ・中根
 - ・上境(さくらの森・春風台)
 - ・吉瀬
 - ・古来
 - ・児童館
 - ・学区外(通年迎え)
 - ・その他()

*児童の安全確保のため、都合が悪くなった場合には必ず他の方をお願いしてください。

*何かありましたら学校までお問い合わせください。 <栄小学校 857-2037>